

# 官報

号外 昭和四十年十一月九日

## 第五十回 衆議院會議録 第九号

昭和四十年十一月九日(火曜日)

### 議事日程 第八号

昭和四十年十一月九日  
午後二時開議

- 第一 日本国と大韓民国との間の基本關係に關する条約等の締結について承認を求めめるの件
- 第二 日本国と大韓民国との間の漁業に關する協定の実施に伴う同協定第一条上の漁業に關する水域の設定に關する法律案(内閣提出)
- 第三 財産及び請求權に關する問題の解決並びに經濟協力に關する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産權に對する措置に關する法律案(内閣提出)
- 第四 日本国に居住する大韓民国國民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入國管理特別法案(内閣提出)

### ○本日の會議に付した案件

本日の議事における發言時間は趣旨弁明については十分質疑答弁討論その他については五分とするの動議(中野四郎君外二十三名提出)  
外務大臣権名悦三郎君不信任決議案(山本幸一君外四名提出)  
質疑終局の動議(中野四郎君外二十三名提出)  
討論終局の動議(中野四郎君外二十三名提出)

午後二時三分開議  
○議長(船田中君) これより會議を開きます。

本日の議事における發言時間は趣旨弁明については十分質疑答弁討論その他については五分とするの動議(中野四郎君外二十三名提出)  
○議長(船田中君) 中野四郎君外二十三名から、本日の議事における發言時間は趣旨弁明については十分質疑答弁討論その他については五分とするの動議が提出されました。

本動議は記名投票をもって採決いたします。  
本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。  
○議長(船田中君) 氏名点呼を命じます。  
〔参事氏名を点呼〕  
〔各員投票〕

○議長(船田中君) なるべくすみやかに投票せられんことを望みます。(發言する者多し)静かに御投票願います。  
〔投票継続〕  
○議長(船田中君) なるべくすみやかに投票せられんことを望みます。——なるべくすみやかに投票せられんことを望みます。

〔投票継続〕  
○議長(船田中君) なるべくすみやかに投票せられんことを望みます。  
〔投票継続〕

○議長(船田中君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開扉。——閉鎖。  
〔議場閉鎖〕  
○議長(船田中君) 投票を計算いたさせます。  
〔参事投票を計算〕  
○議長(船田中君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。  
〔事務総長報告〕  
投票總數 三百五十九  
可とする者(白票) 二百三十  
〔拍手〕  
否とする者(青票) 百二十九  
〔拍手〕

○議長(船田中君) 右の結果、本日の議事における發言時間は、趣旨弁明については十分、質疑、答弁、討論その他については五分とするに決しました。(拍手)  
中野四郎君外二十三名提出發言時間制限の動議を可とする議員の氏名

- |        |         |
|--------|---------|
| 相川 勝六君 | 逢澤 寛君   |
| 青木 正君  | 赤城 宗徳君  |
| 赤澤 正道君 | 秋田 大助君  |
| 天野 光晴君 | 綾部健太郎君  |
| 荒木萬壽夫君 | 荒松清十郎君  |
| 有田 喜一君 | 安藤 覺君   |
| 井原 岸高君 | 伊東 隆治君  |
| 伊能繁次郎君 | 岩動 道行君  |
| 池田 清志君 | 池田正之輔君  |
| 石井光次郎君 | 石田 博英君  |
| 一萬田尚登君 | 稻村左近四郎君 |
| 今松 治郎君 | 宇野 宗佑君  |
| 上村千一郎君 | 白井 莊一君  |
| 内田 常雄君 | 内海 安吉君  |
| 浦野 幸男君 | 江崎 真澄君  |
| 遠藤 三郎君 | 小笠 公昭君  |
| 小川 半次君 | 小川 平二君  |

- |         |         |
|---------|---------|
| 小澤佐重喜君  | 小洞 惠三君  |
| 大石 入治君  | 大石 武一君  |
| 大泉 寛三君  | 大倉 三郎君  |
| 大竹 太郎君  | 大坪 保雄君  |
| 大西 正男君  | 大野 明君   |
| 大橋 武夫君  | 大平 正芳君  |
| 岡崎 英城君  | 加藤 高藏君  |
| 加藤常太郎君  | 鏡治 良作君  |
| 海部 俊樹君  | 金子 一平君  |
| 金子 岩三君  | 金子 信君   |
| 上林山榮吉君  | 神田 博君   |
| 亀岡 高夫君  | 龜山 孝一君  |
| 鳴田 宗一君  | 唐澤 俊橋君  |
| 飯谷 忠男君  | 川崎 秀二君  |
| 川島正次郎君  | 川野 芳滿君  |
| 菅野和太郎君  | 木部 佳昭君  |
| 木村 剛輔君  | 木村武千代君  |
| 木村 俊夫君  | 岸 信介君   |
| 吉川 久衛君  | 久野 忠治君  |
| 久保田四次君  | 草野 一郎平君 |
| 久岡 兵輔君  | 熊谷 義雄君  |
| 倉成 正君   | 藏内 修治君  |
| 小枝 一雄君  | 小金 義照君  |
| 小島 徹三君  | 小平 久雄君  |
| 小宮山重四郎君 | 小山 省二君  |
| 瀧野 彌三君  | 佐々木秀世君  |
| 佐々木義武君  | 佐藤 榮作君  |
| 佐藤 孝行君  | 佐藤洋之助君  |
| 齋藤 邦吉君  | 坂田 英一君  |
| 坂田 道太君  | 坂村 吉正君  |
| 櫻内 義雄君  | 笹山茂太郎君  |
| 四宮 久吉君  | 志賀健次郎君  |
| 始岡 伊平君  | 権名悦三郎君  |
| 重政 誠之君  | 篠田 弘作君  |
| 渡谷 直藏君  | 正示啓次郎君  |
| 白濱 仁吉君  | 進藤 一馬君  |
| 周東 英雄君  | 壽原 正一君  |

昭和四十年十一月九日 衆議院會議録第九号

本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十分質疑答弁討論その他については五分とするの動議 外務大臣権名悦三 九四

鈴木 善幸君	砂田 重民君
砂原 格君	瀬戸山三男君
關谷 勝利君	園田 直君
田川 誠一君	田口長治郎君
田澤 吉郎君	田中伊三次君
田中 榮一君	田中 角榮君
田中 龍夫君	田中 正巳君
田中 六助君	田邊 國男君
田村 元君	田村 良平君
高瀬 傳君	高橋 禎一君
高見 三郎君	竹内 黎一君
竹下 登君	竹山祐太郎君
谷川 和穂君	千葉 三郎君
地崎宇三郎君	中馬 辰猪君
塚原 俊郎君	綱島 正興君
坪川 信三君	渡海元三郎君
登坂重次郎君	徳安 實藏君
床次 徳二君	中垣 國男君
中川 一郎君	中川 俊思君
中島 茂喜君	中會根康弘君
中野 四郎君	中村 梅吉君
中村 幸八君	中村 寅太郎君
中村庸一郎君	中山 榮一君
永田 亮一君	二階堂 進君
丹羽喬四郎君	丹羽 兵助君
西岡 武夫君	西村 英一君
西村 直巳君	根本龍太郎君
野田 武夫君	野原 正勝君
野見山清造君	羽田武嗣郎君
馬場 元治君	橋本繁三郎君
橋本龍太郎君	長谷川四郎君
長谷川 峻君	八田 貞義君
服部 安司君	濱田 幸雄君
濱地 文平君	濱野 清香君
早川 崇君	原 健三郎君
原田 憲君	廣瀬 正雄君
福井 勇君	福田 赴夫君
福田 篤泰君	福田 一君

福永 一臣君	福永 健司君
藤井 勝志君	藤枝 泉介君
藤尾 正行君	藤山愛一郎君
古井 喜實君	古川 文吉君
保科善四郎君	坊 秀男君
細田 吉藏君	堀内 一雄君
堀川 恭平君	前尾繁三郎君
前田 正男君	益谷 秀次君
増田甲子七君	松澤 雄藏君
松田竹千代君	松田 鐵藏君
松野 頼三君	三原 朝雄君
水田三喜男君	湊 徹郎君
南 好雄君	村上 勇君
毛利 松平君	栗山 秀君
森 清君	森下 國雄君
森下 元晴君	森田重次郎君
森山 欽司君	八木 徹雄君
山口喜久一郎君	山崎 巖君
山田 彌一君	山手 満男君
山中 貞則君	山村新治郎君
山本 勝市君	山本 幸雄君
吉田 重延君	早稲田柳右馬君
渡辺 栄一君	渡辺美智雄君
赤路 友藏君	赤松 勇君
西ヶ久保重光君	秋山 徳雄君
足鹿 覺君	淡谷 悠藏君
安宅 常彦君	井伊 誠一君
井岡 大治君	井谷 正吉君
井手 以誠君	伊藤よし子君
石野 久男君	石橋 政嗣君
板川 正吾君	卜部 政巳君
江田 三郎君	小川 三男君
大原 亨君	大村 邦夫君
岡 良一君	岡田 春夫君
落合 寛茂君	加賀田 進君
加藤 清二君	片島 港君
勝澤 芳雄君	勝岡田清一君

角屋堅次郎君	金丸 徳重君
神近 市子君	川崎 寛治君
川俣 清音君	川村 慈義君
河野 正君	久保 三郎君
久保田鶴松君	栗原 俊夫君
栗林 三郎君	黒田 壽男君
小林 進君	兒玉 末男君
五島 虎雄君	河野 密君
佐々木更三君	佐藤觀次郎君
佐野 憲治君	坂本 泰良君
沢田 政治君	重盛 寿治君
實川 清之君	島上善五郎君
高口重次郎君	下平 正一君
東海林 稔君	鈴木茂三郎君
田口 誠治君	田中 武夫君
田原 春次君	多賀谷眞稔君
高橋 重信君	滝井 義高君
橋 兼次郎君	只松 祐治君
千葉 七郎君	戸叶 里子君
堂森 芳夫君	泊谷 裕夫君
中井徳次郎君	中澤 茂一君
中嶋 英夫君	中村 重光君
中村 高一君	永井勝次郎君
橋崎弥之助君	成田 知巳君
二宮 武夫君	西宮 弘君
西村 関一君	野原 覺君
野岡千代三君	長谷川正三君
畑 和君	華山 親義君
原 茂君	原 彪君
日野 吉夫君	肥田 次郎君
平林 剛君	藤田 高敏君
帆足 計君	穂積 七郎君
細迫 兼光君	細谷 治嘉君
堀 昌雄君	前田榮之助君
松井 誠君	松浦 定義君
松平 忠久君	三木 喜夫君
武藤 山治君	村山 喜一君
森 義視君	森本 靖君

外務大臣権名悦三郎君不信任決議案 (山本幸一君外四名提出)

○議長(船田中君) 山本幸一君外四名から、外務大臣権名悦三郎君不信任決議案が提出されました。

本決議案は、提出者の要求のとおり委員会の審査を省略して、議事日程に追加するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

外務大臣権名悦三郎君不信任決議案を議題いたします。

外務大臣権名悦三郎君不信任決議案  
右の議案を提出する。  
昭和四十年十一月九日

提出者

山本 幸一 下平 正一

中井徳次郎 野原 覺

榑崎弥之助

賛成者

赤路 友蔵 外百三十五名

外務大臣権名悦三郎君不信任決議

本院は、外務大臣権名悦三郎君を信任せず。

右決議する。

理由

一、権名外相は、日韓兩國国民の多数の反対をおしきつて日韓条約の調印を実際に行なつた最大の責任者である。

日韓条約は南北両朝鮮の統一を阻害し、實質上の東北アジア軍事同盟の結成となり、日本独占資本の経済侵略をもたらし、かえつて日韓兩民族の眞の友好を妨げるものである。

しかも権名外相は条約が管轄権の範圍、李ライン、貿易問題など条約の基本的な重要事項について兩國政府の間に全く意見の一致をみていないことを知りながら、これを國民にかくし、あえて調印を行なつた最大の責任者である。

一、権名外相は一貫してアメリカ力追隨の外交に終始し、中国の國連代表権を否定し、吉田書簡問題にみられるように日中の國交回復、交流を阻害し、原潜寄港を許し、沖繩の軍事基地化を強め、アメリカのベトナム侵略戦争に協力するなど、日本の國民的利益と、アジアの平和に重大な障害を与えている。

一、権名外相はこれまでの国会審議を通じて明らかにならぬに、外交上の定見がなく、外務大臣としての資格にかけるばかりでなく、国会におけるその答弁態度は、全く無責任、不真面目きまるものである。

これが本決議案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 提出者の趣旨弁明を許します。榑崎弥之助君。

「榑崎弥之助君登壇」

○榑崎弥之助君 私は、日本社会党を代表し、ただいま上程されました権名外務大臣不信任決議案の趣旨説明を行ないたいと存じます。(拍手) ます、案文を朗読いたします。

外務大臣権名悦三郎君不信任決議案

本院は、外務大臣権名悦三郎君を信任せず。

右決議する。

「拍手」

以下、その理由を申し上げます。

理由

一、権名外相は、日韓兩國国民の多数の反対をおしきつて日韓条約の調印を実際に行なつた最大の責任者である。

日韓条約は南北両朝鮮の統一を阻害し、實質上の東北アジア軍事同盟の結成となり、日本独占資本の経済侵略をもたらし、かえつて日韓兩民族の眞の友好を妨げるものである。

しかも権名外相は条約が管轄権の範圍、李ライン、貿易問題など条約の基本的な重要事項について兩國政府の間に全く意見の一致をみていないことを知りながら、これを國民にかくし、あえて調印を行なつた最大の責任者である。

一、権名外相は一貫してアメリカ力追隨の外交に終始し、中国の國連代表権を否定し、吉田書簡問題にみられるように日中の國交回復、交流を阻害し、原潜寄港を許し、沖繩の軍事基地化を強め、アメリカのベトナム侵略戦争に協力するなど、日本の國民的利益と、アジアの平和に重大な障害を与えている。

一、権名外相はこれまでの国会審議を通じて明らかにならぬに、外交上の定見がなく、外務大臣としての資格にかけるばかりでなく、国会におけるその答弁態度は、全く無責任、不真面目きまるものである。

臣としての資格にかけるばかりでなく、国会におけるその答弁態度は、全く無責任、不真面目きまるものである。

これが本決議案を提出する理由である。さらに、私は、以下その理由を詳しく述べたいと思ひます。

ときあたかも朝鮮戦争においてアメリカ軍の敗色が決定的となつた一九五一年、すなわち、昭和二十六年十月九日、GHQ外交局長シーボルトの要請により開始された日韓会談は、十五年を経過した今日、まさにベトナム戦争においてアメリカ軍がどる沼に足を突っ込み、抜き差しならない状態におちいつたまさにこの時期に批准が強行されようとしております。朝鮮からベトナムへ、戦争に始まり、戦争の中で批准を待つ。この日韓条約の姿ほどその本質とその宿命を如実に物語るものはないといわねばなりません。(拍手)

同時に、締約国たる日韓兩國のこの条約に対する取り扱いは一体どうであつたでしょうか。

まず、韓国のほうはどうか。朴政権は世論の総反響にゆらぎながら、去る八月十四日、韓国の国会で野党欠席のまま完国野党の単独採決というファッショ的な手段で批准を強行したのであります。すなわち、韓国批准国会の特別委員会が開始したのは八月五日夜からでありました。そして十一日夜、基本関係条約についての質問が終り、在日韓國人の法的地位問題に移つたばかりのところ、突如野党は採決一分間という一方的な奇襲をもつて特別委員会における採決を強行したのであります。この間、実質審議が行なわれたのはわずか二日間すぎませんでした。さらに翌十三日には、与党議員と二人の無所属議員だけの變則国会で、もう一つの懸案でありました南ベトナムへの戦艦部隊増派の可決を強行し、翌十四日同じく一党国会で、ついにおくめんもなく日韓条約の批准を強行したわけでありました。まことに日本の政府・自民党も願ひするほどのみごとな早わざであり、朴正熙が政治の舞臺に登場してきた

一九六一年五月十六日の軍事クーデターをまざまざと思い起こさせるほどのものであります。しかも、これに反対する学生デモに対して、警官の暴行だけではあきたらず、八月二十五日、ついに朴政権は軍隊を出動させ、翌二十六日衛戍令を発動して徹底的な弾圧に乗り出したのであります。駐韓國連軍司令官がこの措置を承認したからであります。韓国における國連軍は、その沿革において國連憲章の規定と精神からはるかに遠く離れ、いかに變態的なものであるにしても、いやしくも國連軍という名を冠したものであります。いかにアメリカがベトナム戦争でベトナムからほんろりされて頭にくいておるとはいえ、韓国において、ベトナムと違い、何の武器も持たず素手でデモをしておる学生運動に対し、武力による弾圧を國連軍の名において承認したという事実は、國連の前途にとつてまことに重大な意味を持つべきであります。(拍手) 國連、國連と、國連を神さまのようにしている佐藤總理と権名外相は一体この事実を何とごらんになりますか。

ところが、おそれ入つたことがあります。九月に自民党広報委員会が出しました「日韓に新時代」というPR用のパンフレットでは、この韓国の強行批准について以下のようなことを言っているのではありません。韓国における反対運動は、当初から相当はげしいものでした。それは、屈辱外交あるいは完国外交であるという考え方に立つての反対論であつたのです。そういう激烈な反対の声の中で、朴正熙大統領とその政府は、断乎所信に向つて、国会承認にまでこぎつけたのです。朴大統領のこの識見と気概があつたればこそ、韓國民の激情をおさへ、日韓友好への足歩を早めることができたといえましよう。われわれは、韓国国会の批准案採決を祝福するとともに韓国政府の、こうした眞の祖国愛に深く敬意を表したいと思ひます。」と、PR用のパンフレットは言つておるのであります。

これは全く聞き捨てのならない考え方であります。外務大臣の単独採決という擧げを、こんな事案上の戒厳令下に國民を弾圧している外正憲政権が、佐藤内閣・自民党にとつては深く敬意を表さなければならぬ政府に見えるというのであります。(拍手)これはきわめて危険なファシズムの思想といわなければなりません。だからこそ政府・自民党は、祝福し敬意を表している外務大臣のやり方と同じやり方で、日本の国会においても、ついに去る六日ベテと暴力で一方的に特別委員会におけるわが党の質問を打ち切り、採決が行なわれてもいない日韓条約諸案件を本日の本会議で強行通過せしめようとしているのであります。

しかも、どうですか。一昨日の日曜日に、私も社会党がこの政府・自民党の暴挙を國民に訴えるために、都内各街頭で街頭演説を行ないます。各地とも日の丸をつけた右翼暴力団、あるいは自民党学生部なる雇い兵のニュースカーによって悪質な妨害を受けたのであります。あなた方自民党が、去る九月九日と十八日の二回にわたって、都内日本橋の料亭水光苑に、警視庁暴力取り締まり本部のリストに載つておる右翼暴力団を集め、自民党広報委員長山手満男代議士が特に出席して協力を頼んだという事実は、すでに明らかになつてゐるところであります。(拍手)

かくして、国会の中においては数の暴力をもつてわれわれ野党の質問の口をふさぎ、さらにまた、本日は本院議長もその自民党に同調して、われわれの権利たる発言時間を制限するがごときは、全くファシズム的行為といわなければなりません。(拍手)国会の中においてもしかり、国会の外にあっては、暴力団とスクラムを組んで、國民に對するわれわれの訴えを妨害する。これがはたして選挙によつて選ばれた議員によつてつくられておる政府・与党のすることでありましょか。(拍手)このようなファシシ的佐藤内閣と自民党に、今日を生きたる國民と、やがて生まれてくる若

き日本民族の将来の運命を左右するこの重大な条約の成否をどうしてまかせることができましょか。ましょか。

権名外務大臣、あなたはこの危険な日韓条約諸案件の繰上げをして、調印をし、本第五十四回臨時国会において、去る十月二十一日本院でみすから批准のための趣旨説明を行なひました。あなたの責任はまことに重大であります。以下、私は本条約案の本質と内容を通じて、あなたの外交方針の無定見と反動性を明白にし、あなたの外交能力の無能さをもあわせ、その責任を追及せんとするものであります。(拍手)

まず第一に、あなたが今国会に承認を求めたためにお出しになつてゐる日韓条約案は、一体条約なんでありましょか、私どもから見れば、日韓会議の中間報告をまとめた一片の紙きれにすぎないやうに思われるのであります。なぜならば、意思の合致、合意の成立が条約の必須の要件であることぐらゐは、外務大臣ともあろう人が御存じないはずはないと思つてゐます。ところが、どうでありますか。特別委員会が審議にちよつと入つただけで、重要な問題点について日韓両国の解釈が百八十度違つてゐることが明白になつてまゐりました。

佐藤内閣と朴政権は、日韓条約に調印しておきながら、調印が終つたとなんに、合意したはずの内容に食い違ひができて、まるつきり違ひ解釈をそれぞれ國民に對して宣伝し合つてきました。まるでお互いに國民をうまくごまかすことまで協定を結んできたのではないかと錯覚を起こすほどの巧みなごまかし合戦であります。(拍手)しかも、解釈の相違に對してどちらの国かが抗議をしたといふことも、ついぞ聞いたことがありません。まことにおかしな話であります。これでは日韓双方がお互いに都合のいいやうに自國の國民に宣伝し、ごまかすことを暗々裏に合意してゐるのだと勘ぐられてもしかたがないではありませんか。解釈が違つていけば、なぜ韓国に文句を言わ

ないのですか。佐藤内閣と朴政権がそれぞれ自國民に説明してゐるところで、大きく食い違つてゐる点がいふところとありますが、そのおもなところを兩國の国会における答弁を中心にして摘出してみますと、以下のような点であります。

まず、領土管轄権の問題であります。この条約が適用される地域は一体どこなんでしょう。この条約適用地域を明示することは、およそ条約と名のつくものにとつては一番大切で、基本の問題ではないでしよか。それを権名外務大臣は、石橋質問に答えて、基本条約に適用範囲を明示することは必要ないと言ふんです。幾ら日韓、日韓で夜も日もないとはいへ、頭までボンカンになつてしまつたのではないでしよか。しかし、権名外務大臣、あなたは名優であります。適用範囲を基本条約で明示することが必要なことぐらゐはおかしてゐるのです。ところが、必要とわかつてゐても、それを明示できない理由があるからであります。

なぜなら、韓国には、韓国の領土は韓半島及びその付属島嶼とするという憲法があつて、朝鮮民主主義人民共和國の權威を認めておりません。そこで、幾ら共産主義がおきらゐといわれれる佐藤總理でも、北朝鮮に一つの權威が現実存在しているという事実を否定するわけにいかないから、三八度線以北には政權が存在するともしないとも言つていない、例の……

○議長(船田中君) 権名君、時間が超過しておりますから、簡潔に願います。  
○権名(船田中君) 閣連總會決議第九十五号(III)をわざわざ引っぱり出して基本条約第三条に持つてきて、ごまかしをはかつたのであります。すなわち、基本条約第三条の「韓国政府は、閣連總會決議第九十五号(III)に明らかに示されてゐるとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府である」と確認される」という点においては、日本側はこの決議の中の、「臨時朝鮮委員会が觀察し、協議することのできたところの地域で、かつ、朝

鮮人民の大多数が居住している部分」という表現に着目をし、韓国の領土、領域には直接触れず、ただ管轄権が休戦ライン以南にしか及ばないと説明してゐるだけあります。現に、佐藤總理も、権名外務大臣も、国会答弁で、現実には北朝鮮に一つの權威が存在してゐる、韓国の管轄権は休戦ライン以南に限られると言つておられます。ところが、韓国側では、これに對し、同じ決議の中の「朝鮮における唯一のこの種の政府である」という部分を強調してゐるのであります。すなわち、八月五日の日韓条約批准国会特別委員会、李東元外務部長官は、日韓基本条約で、韓国政府が朝鮮半島における唯一の合法政府であることを日本に確認させたことによつて、日本が北朝鮮と外交關係を樹立する道を完全に封鎖したという見解を、はずんだ口調で……

○議長(船田中君) 権名君、制限時間が超過してありますから、すみやかに結論を願います。  
○権名(船田中君) 答えておきます。そうかと申しますと、八月十一日の参院予算委員会では、藤崎条約局長は、閣連決議をそのまま引用して、その趣旨にのつとつてやるということ、主權とか領土權には触れていないと答弁し、先ほど申し上げました、今国会の日韓特別委員会における権名外務大臣の石橋質問に對する答弁となつてあらわれる。言つておることがまるで食い違つて混然、何のことかさつぱりわからぬではあります。んか。實際的にも、この基本条約第三条については解釈の不一致が、他の案件に及ぼすところは実に大きいといわなければなりません。なぜなら、請求權処理の問題や、漁業専管水域あるいは在日韓國人の範圍の問題などは、韓国の管轄地域を南朝鮮の部分に限定するかしなないか、實際の取り扱いは大きく違つてゐるを得ないからであります。(拍手)このやうなあいまいな閣連總會決議第九十五号(III)が、日韓基本条約の一番基礎だといふのでありますから、また何をか言わんやで

次に、基本条約の解釈で両国の見解が対立しているもう一つの問題は、第二条であります。すなわち、旧条約失効の時期についてであります。朝鮮を日本が植民地化した日韓併合条約などの旧条約をどう扱うかという問題であります。条約には、いつから無効であるのか、時期が明記されておらず、ただ、すべて「もはや無効である」と……

○議長(船田中君) 榎崎君、すみやかに結論を願います。

○榎崎弥之助君(統) 規定しただけで、どんなにでも解釈できるようにしているわけであり、この種の条約としては、きわめて異例であり、あいまいであります。そこで、朴政権は、初めから無効であったという主張を固守し、貫いているのであります。これに対し、権名外務大臣は、併合条約は、これに反する事実が発生したとき、すなわち、韓国が独立宣言をした一九四八年八月十五日に無効になったと答弁をしております。何ともはやあいまいなことではあります。これは、それぞれ自国向け、都合のよい解釈ができるような仕組みになっているわけであり、(拍手)ここに両政府共謀の陰謀が隠されているのであります。

大體、日韓会議における請求権問題というのは、朝鮮が日本の植民地であった時代に受けたいろいろな朝鮮人の被害項目を補償する問題で、南朝鮮の政権だけを相手に片のつく問題ではないばかりか、それをいかげんに捨て去って、大平・金密約で朴政権に対する経済協力にすりかえることなどはできない性質のものであったはずであります。それをごまかしてすりかえたのでありますから、佐藤内閣としては、旧条約が当初から無効、すなわち朝鮮の植民地化が初めから不当であったと認めますと、賠償として、請求権に対する支払いをしなければならなりません。(拍手)そうすると、経済協力という美名の経済侵略ができなくなるからであります。おまけに、朝鮮植民地

化の旧条約が当初から無効であったとなると、在日朝鮮人の子弟の民族教育の中にある民族解放闘争の歴史を抹殺しにくくなるわけであり、(拍手)さらに文部省は、併合が正しかったというように、教科書を改悪までして、国民に併合の侵略性をごまかし、暗々のうちに侵略思想を植えつけて日本を軍国化しようとしているのが、ぐあい悪くなるからであります。(拍手)そこで旧条約は韓国政府成立まで有効に実施されたなどと国民に宣伝する必要が出てくるのであります。一方、朴政権の方では、いかにも……

○議長(船田中君) 榎崎君、制限時間をだいぶ超過いたしておりますから、すみやかに結論を願います。

○榎崎弥之助君(統) 旧条約は初めから無効で、不当であったことを主張したように言わないと、対日請求権を放棄してしまつたことが韓国民にはつきり知られてしまつたが、何としてもおそろしいわけであり、ただでさえ、元寇奴とか反民族政権とかいわれている外政権ですから、さも日本政府の言いなりにはなつていられないようなポーズをつくるために、旧条約は初めから無効であったという主張を貫いたと国内向けに宣伝したいのであります。そういう双方の陰謀が一致したところでは、もはや無効などというあいまいな表現が生まれ、調印を終わった瞬間から、正反対の解釈を平気でやっているのではありません。まさにサル芝居ではあります。

いま一つ、権名外務大臣は、大韓民国成立は一九四八年八月十五日であり、日本が韓国を承認したのは、サンフランシスコ平和条約発効の日、つまり一九五二年四月二十八日であるなどと、これまであいまいなことを言われました。もしそうでありますならば、日本のほうから見れば、在日朝鮮人は、大韓民国成立の日から日本で正式に大韓民国を承認した平和条約発効の日まで、約四年間というものは、大韓民国と日本国の二重国籍を持つことになり、この点を特別委員会において

石橋委員からさつそく追及され、あなたはしどころにどうなつてしまいました。

次に、紛争処理に関する交換公文では、竹島問題があります。その交換公文には竹島という文字はありません。しかし権名外務大臣は、竹島以外に解決すべき紛争はないと……

○議長(船田中君) 榎崎君、制限の時間があまりにも超過いたしましたから、発言の中止を命じます。

〔発言する者多し〕

〔榎崎弥之助君発言を継続〕

○議長(船田中君) 発言の中止を命じます。

〔榎崎弥之助君なお発言を継続〕

○議長(船田中君) 榎崎君、発言の中止を命じました。すみやかに降壇してください。

○議長(船田中君) 榎崎君、発言の中止を命じました。榎崎君、降壇を命じます。——執行を命じます。

〔発言する者多し、拍手〕

〔榎崎弥之助君なお発言を継続、降壇〕

○議長(船田中君) 質疑の通告があります。順次これを許します。西村一君。

〔西村一君登壇〕

○西村一君 外務大臣権名三郎君は、去る二月二十三日、第四十八回国会本会議において不信任決議案を出され、たとえ否決されたとはいへ、これを可とする者百四十八名から強烈な批判を受けたのであります。いままた再度外務大臣不信任決議案を今国会に上程されるに至つたことは、権名三郎君のためにも遺憾と思つております。(拍手)

そこで私は、提案者にお伺いいたします。今国会の日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に關する特別委員会における国会審議を通じて明らかであるように、権名外務大臣の答弁は全く無責任かつふまじめきわるものであり、外交上の定

見に欠けるものであると断ずるがどう思われるでしょうか。(拍手)たとえば基本条約第三条の規定は、休戦ラインの変更のあった場合どうするかとの戸叶、春日両委員の質問に対し、権名外務大臣は、基本条約第三条は変更しなければならぬだろうと答えたが、その翌日の委員会においては、党内の突き上げがあったであろうと思われるが、宇野委員の質問に対して前言をひるがえしているのではありません。

また、権名外務大臣は、委員の質問に対して、これをばかにしたようなふまじめな答弁をしております。たとえば松本七郎委員が竹島問題について、李東元韓国外務大臣の韓国国会における答弁を引用して、「韓国が竹島の周辺に専管水域を設けると言明しているが、向こうの設定をそのまま放置しておくのであるか」と質問したのに対し、権名外務大臣は、「まだ協定が発効しておりませんが、専管水域を設定しているはずがありません。いわんや、独島の領有権はいま両国の紛争になつておりますから、さようなことはあり得ないわけであり、」と答えています。これほど人を食つた答弁はないと思つた。(拍手)国民を代表して心配している議員の真剣な質問に対して、条約が発効しないことは明らかであります。だからさういふのではないと言つてごまかす、ふまじめな千万な答弁といわざるを得ません。(拍手)

また、韓国の国内法である魚族の資源保護法の存続についての小坂委員の質問に対し、「国内法を適当な時期に廃止する」ということは、これは韓国側の条約に基づく義務である。」と外務大臣は答えているのであります。にもかかわらず、翌日の小坂委員の、そんなことを言つていいのですかとたたみかけるような質問に対し、大臣は、「当然改廃されることが望ましい。」と後退した答弁をして、一日でこんなふうに変つてしまつては、

このように、韓国政府の見解と日本政府の食い違ひはこれらだけにとどまらない。たとえば基本

条約第二条の日韓合併条約の有効時期について、「もはや無効である」とあるが、「もはや」がいつであるかが問題であります。韓国では、この条約はもともと不法であるからなかつたもので、効力は初めからないものと主張しております。日本政府の見解は、条約そのものは有効であった、韓国の独立によつて無効となつた、一九四八年八月独立宣言のとき、事実上無効になつたとの見解を示しております。そこに、三十六年間の日本の朝鮮支配に対する日本側の反省の問題等と深い関連を持つと考えます。日本政府の言うように不法性がなければ、国際法上正当に条約が成立し、日本は正当に全朝鮮を統治したことになり、そうならば、三十六年間の朝鮮における悪政の問題は別として、日本政府の三十六年間の不法性は出てまいりません。そういう解釈では、日本の深いざんげと反省の問題は本質的に変わつてまいります。そういう根本問題に対して朝鮮の人たちが大きな不満と憤りを感じていることに権名外務大臣は気がついていないのでありましようか。

権名氏が基本条約の仮調印のためソウルにおもむかれたとき、金浦飛行場でメッセージを読み上げ、日本と韓国との一時不幸な時期があつたことは、そのことに対して深く反省する、と言つて、韓国の人々に好感を与えたと伝えられております。それはことばのあやだけであつたのでしようか。一片の外交辞令だけであつたのでしようか。

○議長(船田中君) 西村君、残りの時間がありませんから、なるべく簡単に願います。

○西村(一君)(続) 次に、基本条約第三条の国連の決議百九十五号(Ⅲ)に示された唯一の合法政権とは何か。これにはその合法政権の領域についてのきめはありません。いわゆる韓国の領域はどこからどこまでかということがはっきりいたしておりません。領域の不確定な国家をこのような条約を結ぶのはおかしいと思われなかつたのでしようか。国連の総会決議百九十五号(Ⅲ)は拘束力のないものであります。権威のないものを、国家の

基本関係を規律する基本条約に引用することは、国連ということでは条約の権威を裏づけようとする見せかけのトリックであつたといわれても仕方がないと思ひます。(拍手) 国連決議が将来總會において重大な変化修正される、場合によれば撤回されないという確定はありません。基本条約に国連決議百九十五号(Ⅲ)を入れたことに對して、基本条約の権威はむしろなくなるのであります。外務大臣は、そういう事態は考えられないと答弁しておりますが、きわめて不適当であります。国連決議で権威づけられたようになつてきただけで、きわめて不安定な要素を持つていたのであります。こういうことをきめたことは、少なくとも権名外務大臣の不見識のそしりは免れないと思ひるのであります。(拍手)

日本が、日本の反省と償いの意味をなぜこの条約の中に出さなかつたのか。金額の問題ではあります。先進国が後進国に恵んでやるという形である。それが今度の経済協力の内容であります。これでは韓国の人々を納得させることはできません。三十六年間の日本の犯した罪惡に対する反省の内容は少しも出ていないのであります。(拍手) 將來の日本独占の經濟再侵略の心配を韓国の多くの人々に与えているのであります。

○議長(船田中君) 西村君、時間が超過しましたから、簡単に願います。

○西村(一君)(続) 在日朝鮮人の法的地位につきましても、永住権を与える者と与えない者との間に大きな開きがある。北鮮系の人々との間に区別をし、差別をするという結果になるということには、きわめて妥当性を欠くものといわなければなりません。韓国籍を持つた者のみにそのような永住権を与えるということになりますと、自己の利益のために朝鮮民主主義人民共和国の国籍から韓国籍にならざるを得ないというような事態を生じ、国籍選択の自由という人権の問題に反する事態が起こつてこないとは保証できません。権名外務大臣は、日本政府は条約正文をもつて

解釈するから正しいものであるといふのは、まことに詭弁であります。韓国だつて条約正文をもつて日本政府とは全く正反對の解釈をいたしておるのであります。これは国内向けのPRであるといふのは、日本外務大臣の言明としてはきわめて不謹慎、ふまじめであるといわなければなりません。(拍手) 日本は解釈のみが最高、有権の解釈であることは言うをまたないといふ、こういう考え方は、解釈について双方幾ぶんの違いがあつても、締結の次元ではそれほど問題にならず、履行のとき紛争の起こることがあり得る。

○議長(船田中君) 制限の時間が超過いたしました。結論を願います。

○西村(一君)(続) ところが、日韓条約及び諸協定は、現在の次元でありながらも双方の解釈の相違が明白であり過ぎる。このことをもつと詰めてなぞ討議しなかつたのか、政府の怠慢であり、外務大臣の責任といわなければなりません。(拍手) 以上の点だけを考へても、権名悦三郎君は歴代保守党内閣の中で最低の外務大臣であると思ひが、どうか。(拍手)

重光元外務大臣のごときは……  
○議長(船田中君) 西村君、制限の時間がまひりましたから、発言の中止を命じます。  
〔発言する者多し〕  
○議長(船田中君) 西村君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 西村君、降壇を命じます。――  
〔西村(一君)なお発言を継続〕  
○議長(船田中君) 執行を命じます。  
〔西村(一君)降壇〕  
○議長(船田中君) 西村議員の御質問にお答えをいたします。  
私の方も全くあなたの考えと同じであります。

(拍手) 外務委員会あるいは今度の日韓特別委員会における権名外務大臣の態度は全く横柄であり、その答弁の内容は、すでに皆さん方も御承知のとおり、無定見、無責任きわまるものであります。さらに、西村議員の御質問は、あなたももう少し言いたかつたであらうところが、ついに議長によつて発言を停止されましたから、私はむしろ外務大臣権名悦三郎君が先ほども申し上げましたとおり、合意できていない、条約の必須の要件である合意が成立していないこの日韓条約案なるものを国会に提出したのか、その辺の意味について、私はそれを推察してみたいと思ひるのであります。(拍手)

いろいろな重要な点について兩國政府はごまかしをたくさんやつた結果、兩國民に対する解釈、説明がごまかしで食い違ひという奇妙な現象が生まれてきたわけでありまう。それはそのままだと日本基本条約と諸協定なるものがいかに不合理なものであるかを証明してないのであります。普通の國際通念では全く理解できないむちゃくちゃな外交交渉であります。

権名外務大臣、たとえあなたの思惑は別にあるとしても、あなたは大体締約國双方の政府の解釈が完全に食い違ひ、条約必須の要件たる合意の成立していない条約や協定をどだい調印すること、こと自体、國際法的には非常識きわまりない行為ではあります。か。(拍手) こういうことは双方の國民の誤解を生み出すものとなるものであつて、友好親善どころの騒ぎではありません。つまりこのことは、日韓兩國政府ともふまじめで無責任で、懸案の合理的解決の意思など初めから持ち合はしてはいないのに、双方の國民をだますためにこんなものをでつち上げたといふことをみずから証明しているよりなものであります。それに対して國民が反対いたしますと、軍隊まで出して弾圧するといふ氣遣いさたまでやり出すのでありますから、一体これが二十世紀の文明國のやることであるらうかと言いたくなるわけであります。(拍手)

しかもここで絶対に見のがしてはならないことは、日本政府の解釈とは全く食い違っていることによる韓国側の解釈は、韓国政府と与党の日韓条約批准国会における答弁で示されているものであり、しかも、その解釈によって、とにかく韓国国会は日韓条約諸案件を批准してしまっているという事実であります。そうなる、この韓国側の解釈はもはや審議の段階を越えて、韓国政府としてはゆるぎない解釈として確定してしまつたわけであり、もはやそれは動かさないものであります。

そうなる、佐藤内閣と自民党のとるべき態度は二つに一つしかありません。すなわち、韓国政府の解釈に同調するか、でなければ条約協定を破棄するか、その二つのうち一つを選ばない限り、この日韓条約は国際法上の両国の対立を固定化することになり、数多くの紛争の種を今後に残すことになり、国民に責任を持つ佐藤内閣は、このことを絶対にあいまいにし、ごまかしてはなりません。もし佐藤内閣が、少しでもこの点のごまかしをやるならば、国民は決してそれを許さなうでありませう。

○議長(船田中君) 榎崎君、所定の時間がありませんから、簡単に願います。

○榎崎(船田中君) 榎崎君、所定の時間がありませんから、簡単に願います。このような矛盾、不合理を承知の上で、しかも野党の審議を暴力で打ち切つてまで、無理を承知で通そうとするその裏側にひそんでいる暗黒の理由とは一体何なのでありませうか。そんなままでして日韓条約を急いででつち上げなければならなかつたその根本問題における佐藤、朴内閣の一致点とは一体何かということに国民は注目しなければならぬと思つております。両政府間にはいろいろの問題で不一致な点があるけれども、かかわらず、それを押し切つてしまわなければならないほどの暗黒の強力な一致点があるという事実を幾ら佐藤内閣がごまかそうとしても、国民はそれを見のがしはしないのでありませう。もしそれを見のがすならば、日韓問題の本質

と日韓条約の真のねらいがわからなくなるからであります。その重要な部分での一致点は、大きく分けて三つあります。

その一つは、事実上、北朝鮮すなわち朝鮮民主主義人民共和国の否定であり、そのことは朝鮮民族の統一への悲願を押えて、これを人為的に分断し、固定化するねらいであります。さらに、国連憲章の原則尊重という規定の中に秘められている危険な軍事的側面であり、人間はうしろめたいところに触れられ、ことさらにおこつて大声を出すものであります。ちやうど弱い犬ほどよく吠えるのに似ております。

○議長(船田中君) 榎崎君、結論を願います。

○榎崎(船田中君) 日韓条約の危険な軍事的側面にわが党が触れますと、自民党の諸君は必ずすぐ大声を張り上げてどなり散らします。まことに弱虫の犬に似ておるではありませんか。(拍手)もしこの軍事的側面がないことに確信が持てるならば、いま静かに落ちついていたらいかげなものでありませうか。

時間が来ましたから、これで答弁を終わります。(拍手)

○議長(船田中君) 帆足計君。——帆足計君。

○帆足計君(登壇) 帆足計君。——帆足計君。たぐいまれな榎崎議員の外務大臣不信任案趣旨説明並びにこれに対する西村議員の質疑応答は、いずれも議長による時間制限のため、十分にその意を尽くすことができませんでした。特に、私ども質問者に対する時間制限につきましても、議長において、あまりに早口で語られたために、議席においては全く聞き取れなかつたのでございませう。私は、榎崎議員より、まず議長の議事妨害によりまして、語らんとして語り得ざりし趣旨弁明のすべてを伺いたいと思つて、(拍手)しかして、それによって各位とともに正否の判断をいたしたいと考へておる次第でございませう。

周知のように、与党各位が敬愛おくだわさる

アメリカ国会の例を見ましても、もし与党が、その衆を頼んで法案の尽くすべき審議を尽くさず、また世論の求める条令修正ないし改正の要望について、一片の誠意をすら示さぬ場合には、時として、えんえん数時間ないし十数時間の長広舌をもつて広く国民の世論に訴ふることを、これをいわゆるフイリパスターと称して与党に警告するごときは、野党当然の権利として認められておるのでございませう。(拍手)このことは、すでに各位の御承知のことであらうと存じます。

かつて「スミス議員ワシントンに行く」とかいふ名画がありました。正義に燃える一青年議員が壇上のコップに水をついで湯をいやしなうが、えんえん一昼夜に及ぶフイリパスターによりまして、西部開拓地における汚職の根絶を訴えるその姿は、この映画を見る者の心に深い感銘を与えたのでございませう。(拍手)

まず、提案者にお伺い申し上げたいことは、外務大臣は今次の日韓条約をもつてアメリカの極東軍事戦略と関係はないという御答弁をなさつておられますが、今日アメリカの極東軍事戦略は、ハワイを後方の補給所としたまして、グアム島、南ベトナム、フィリピン、台湾、沖縄、小笠原諸島、韓国、日本本土の米軍基地を、弧を描いて弓なりに結ぶ軍事環を構成いたしておられますことは周知のこととございませう。(拍手)なかつた、沖縄はその台風の目であり、沖縄と韓国を結ぶ一線が軍事戦略の焦点となりつつあることは、戦略のイロハを心得る者として、だれしも憂慮しておる問題でございませう。外務大臣は、日韓条約の審議にあたりまして、眼前に展開されるこの米軍軍事戦略の一環としての日韓条約の意義を全く無視いたすような説明をなさいましたが、かかる御答弁は、ことさらにアメリカ極東軍事戦略の本質を国民の前におおととするものであるか、さもなければ、米軍軍事戦略の危険性自体に対する認識の欠除というか、無知、無関心そのものの表明であるか、そのいずれであるかを私は知りたいのでございませう。(拍手)

提案者は、日本をめぐるアメリカの極東戦略、特にソビエト、対中国に対する戦略上、日本をアメリカの前線基地に使い、中継基地にも使用し、今日原爆とロケットの時代におきましては、危険きわまる犠牲基地として利用しようとする可能性のあります軍事政策の一環として、日韓条約の危険性を事実即して詳細に説明し、不信任案提出の根拠をもつと詳細に語つていただきたいと思つてございませう。

今日、アメリカの軍事費は年固実に二十四兆兆に達しておるのでございませう。わが国の予算総額が三兆何があるのに比ばまして、年固二十四兆兆というアメリカの軍事予算がいかに膨大なものであるかといふことは想像に余りある次第でございませう。いまや、今日の段階におけるアメリカの軍事独占資本主義は、かつてのバイオニア時代のアメリカと様相を異にしておりまして、年々二十四兆兆の出血をなしながら、アジアの燎原を疾駆する恐龍の姿にも似ておるのでございませう。

かつてアイゼンハワー大統領がキャンピング・デュービッドにおきまして、ソビエト首相フルシチョフ氏と世界平和について語り合いましたその直後に、アメリカ軍部は、アイゼンハワー元帥に正式の通知をせずしてU2機を……

○議長(船田中君) 帆足君、簡単に願います。

○帆足計君(続) ソビエトの高空に飛しよせしめて、その信を世界に失いましたが、みずから軍部を制御することができない苦杯を味わつた老將軍アイゼンハワー元帥は、その訣別のことはにおいて、今日のアメリカの悲劇はかつての日本にも似ておる一面がある、アメリカの悲劇は、実に六百億ドルの軍事予算が、職業軍人及び軍備産業と結んで一大圧力団体を構成していることである、この圧力の前には大統領府の外交政策も動脈硬化となることを余はおそれると慨嘆し、暗にケネディ大統領に対して、来たるべき使命の重きことを示唆いたしておる。このエピソードは周知のこと

でございます。このようなアメリカ軍事経済独走の現状は、まさに滿州事変前後の日本軍事経済の膨張さながらの風景でありまして、トルーマン大統領といひ、アイゼンハワー大統領といひ、また、いまはなきケネディ大統領といひ、さらには、海千山千といわれるジョンソン現大統領もまた、この巨大なる軍事経済の台風の前には、風にはんろうされる……

○議長(船田中君) 帆足君、結論を願います。

○帆足計君(統) 木の葉のごとき存在とも見られておるのでございます。(拍手)

したがって、アメリカ軍事経済の台風の吹きすさぶがまさに祖国をゆだね、身をゆだねております日本政府の外交政策は、世界歴史の流れの中におきまして、かりに安保条約の改定のあの大きな事件をかつての滿州事変の段階にたとえますとすれば、今次の日韓会談は、まさに、歴史の流れの上において、かつての日支事変の段階にも当たる歴史の一コマであると思われるのでございます。(拍手)

ベトナム戦争の前途はどうか。この戦争のニスカレーションが、やがてアジアに拡大いたします日に、ブーゲンビルも、ガダルカナルの悲劇も、祖国日本が再びこのような悲劇に巻き添えを食うことなきやうに、われわれは各位とともに極度に警戒せねばならぬと思つ次第でございます。(拍手)

以上の趣旨が、わが日本社会党が、今日世界戦争への危機をばらむ歴史の展望の中におきまして、さらに二十兆億をこえるアメリカ軍事費の溶岩の流れの中におきまして、ベトナムの戦禍のニスカレーションを前に、火中のクリを拾うなど、声を大にして諸君に訴ふるゆえんでございます。

○議長(船田中君) 帆足君、時間が超過いたしましたから、結論を願います。

○帆足計君(統) 権名外務大臣のお心に、このよりにきびしい世界歴史の流れが正確に映じていないことを、遺憾ながらわれわれは指摘せざるを得

ませんとともに、このような認識の甘さが、かくも安易に日本政府が日韓条約締結に対して足を踏み入れたゆえんであると思つたのでございます。

○議長(船田中君) 帆足君、制限の時間が超過いたしましたから、発言の中止を命じます。――発言の中止を命じます。

○帆足計君発言を継続

○議長(船田中君) 帆足君、発言の中止を命じます。――帆足君、降壇を願います。降壇を願います。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

○議長(船田中君) 執行を命じます。

た。その一月前、一九五一年の八月三十日には、アメリカとフィリピンの軍事防衛同盟が結ばれております。さらに、一九五三年の十月一日にはアメリカと韓国の軍事同盟が結ばれておる。一九五四年十二月二日にはアメリカと台湾の軍事同盟が結ばれておる。そして、それらの軍事同盟は、すべて沖繩を適用範囲に含んでおります。かくて、韓国、日本、そして台湾、これらがアメリカを中心にして結びついておる。さらに、韓国と台湾には軍事同盟があります。さらには、ここで一つだけ糸が切れておるのが日本と韓国であります。(拍手)そこで、もし今度の日韓条約で、正常化という名のものと、国連憲章を尊重するという名のものと、同盟ができれば、これはまさしくこのアメリカを頂点として日本と韓国と台湾の軍事同盟が実質的にでき上がる。われわれが主張しておるゆえんのものはそこにあります。(拍手)

さらに、本年二月二十七日、韓国の国会におきまして、野党の姜文奉議員がいわゆる暴露をいたしております。何と言ったか。それは、一九六二年、日本においてあの危険きわまりない三矢計画が行なわれるその前の年に、すでに、アメリカの要請によつて日本と韓国の軍事提携の秘密要綱ができ上がつておるといふ事実であります。それは何か。いわゆるパージシステム、防空管制装置のパイプを韓国と日本がつなぐという問題でありました。さらに、朝鮮海峡に防潜網を張るといふ問題であります。さらに、韓国の軍隊の幹部を日本に連れてきて、日本の自衛隊の学校において幹部教育をするという問題、さらに、韓国の兵器を日本において調達、修理をするという問題、これらがすでに三年前に日本と韓国間に秘密裏に協定が結ばれておるといふ事実を、韓国の野党の姜文奉議員が……

○議長(船田中君) 権崎君、残りの時間がありませんから、簡単に願います。

○権崎弥之助君(統) これを暴露いたしましたおと

いことは、何よりもこの日韓条約の危険な軍事的側面をそのままあらわしておるとわれわれは思わざるを得ないわけでありました。

さらに、私は、この日韓条約がまさにここで強行に通過せしめられようというこの瞬間に至る過去の経過をいさかたどつてみたいと思つたわけでありました。すなわち、先ほど申しましたように、一九五一年から一九五四年にかけて、アメリカを中心とする日本と韓国とフィリピンと台湾の軍事同盟がそれぞれでき上がりました。さらに、一九六一年の一月にケネディ大統領が就任をいたし、そしてさつそく取りかかつたのは、いままでのダレス路線による軍事戦略を大々的に変革いたしました。ここでケネディの軍事大戦略なるものを策定したのであります。ケネディのグラッドストライジーという大戦略であります。これは、三つの戦争に対する形態、一つは核戦争、二つに普通戦争、三つ目に特殊戦争――ゲリラであります。そして、これらが全部連関して、いわゆる中国の封じ込めの作戦にこれがつながるわけでありました。そして、その中国封じ込めの作戦に使われる部隊としては、一つ、日本、フィリピン、沖繩における米国の空軍……

○議長(船田中君) 権崎君、制限の時間がまいりましたから、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。

○議長(船田中君) 権崎君、発言の中止を命じます。



質疑終局の動議(中野四郎君外二十三名提出)  
 ○議長(船田中君) 中野四郎君外二十三名より、質疑終局の動議が提出されました。本動議を採決いたします。

この採決は記名投票をもって行ないます。中野四郎君外二十三名提出の質疑終局の動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

○議長(船田中君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名点呼〕

〔各員投票〕

○議長(船田中君) 投票を終了された方はすみやかに降壇してください。投票者の通行を妨害しないでください。投票を終了された方はすみやかに降壇してください。——あつがつかえておるようでありますから、すみやかに投票をお願いします。

〔投票継続〕

○議長(船田中君) 投票を終了された方はすみやかに降壇してください。投票者の通路をふさがないように、すみやかに投票をお願いします。投票者の通路をふさがないように、すみやかに投票をお願いします。

〔投票継続〕

○議長(船田中君) 投票を終了された方はすみやかに降壇してください。投票を終了された方はすみやかに降壇してください。投票を終了された方はすみやかに降壇してください。投票を終了された方はすみやかに降壇してください。

〔投票継続〕

○議長(船田中君) 投票を終了された方はすみやかに降壇してください。投票を終了された方はすみやかに降壇してください。投票を終了された方はすみやかに降壇してください。投票を終了された方はすみやかに降壇してください。

〔投票継続〕

○議長(船田中君) 投票者の通行を妨害しないで

ください。投票を終了された方はすみやかに降壇してください。投票者の通路をふさがないように、すみやかに投票をお願いします。投票を終了された方はすみやかに降壇してください。投票を終了された方はすみやかに降壇してください。

〔投票継続〕

○議長(船田中君) 投票を終了された方はすみやかに降壇してください。投票を終了された方はすみやかに降壇してください。投票を終了された方はすみやかに降壇してください。投票を終了された方はすみやかに降壇してください。

〔投票継続〕

○議長(船田中君) 投票者の通行を妨害しないでください。投票者の通行を妨害しないでください。投票者の通行を妨害しないでください。投票者の通行を妨害しないでください。

〔投票継続〕

○議長(船田中君) あとがつかえておるようでありますから、すみやかに投票をお願いします。投票者の通行を妨害しないでください。投票者の通行を妨害しないでください。

〔投票継続〕

○議長(船田中君) 投票者の通行を妨害しないでください。投票者の通路をふさがないように、すみやかに投票をお願いします。投票者の通行を妨害しないでください。投票者の通行を妨害しないでください。

〔投票継続〕

○議長(船田中君) 投票を終了された方はすみやかに降壇してください。投票者の通路をふさがないように、すみやかに投票をお願いします。投票者の通行を妨害しないでください。投票者の通行を妨害しないでください。

〔投票継続〕

○議長(船田中君) 投票を終了された方はすみやかに降壇してください。投票者の通路をふさが

投票者の通行を妨害しないでください。

〔投票継続〕

○議長(船田中君) 投票者の通行を妨害しないでください。投票者の通路をふさがないように、すみやかに投票をお願いします。投票者の通行を妨害しないでください。投票者の通行を妨害しないでください。

〔投票継続〕

○議長(船田中君) すみやかに投票をお願いします。投票者の通路をふさがないように、すみやかに投票をお願いします。投票者の通路をふさがないように、すみやかに投票をお願いします。

〔投票継続〕

○議長(船田中君) すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。

〔投票継続〕

○議長(船田中君) すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。

〔投票継続〕

○議長(船田中君) すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。

〔投票継続〕

○議長(船田中君) すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。

〔投票継続〕

○議長(船田中君) すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。

います。

〔投票継続〕

○議長(船田中君) すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。

〔投票継続〕

○議長(船田中君) すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。

〔投票継続〕

○議長(船田中君) すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。

〔投票継続〕

○議長(船田中君) すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。

〔投票継続〕

○議長(船田中君) すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。すみやかに投票をお願いします。

〔投票継続〕

○議長(船田中君) 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(船田中君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(船田中君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

昭和四十年十一月九日 衆議院會議録第九号 外務大臣権名悦三郎君不信任決議案

投票総数 三百十二

可とする者(白票)

〔拍手〕

否とする者(青票)

〔拍手〕

○議長(船田中君) 右の結果、質疑は終局するに決しました。(拍手)

中野四郎君外二十三名提出質疑終局の動議を可とする議員の氏名

- |        |        |
|--------|--------|
| 相川 勝六君 | 愛知 揆一君 |
| 赤城 宗徳君 | 赤澤 正道君 |
| 秋田 大助君 | 綾部健太郎君 |
| 荒木萬壽夫君 | 有田 喜一君 |
| 伊能繁次郎君 | 岩動 道行君 |
| 石井光次郎君 | 一萬田尚登君 |
| 宇野 宗佑君 | 上村千一郎君 |
| 植木庚子郎君 | 内海 安吉君 |
| 浦野 幸男君 | 小笠 公韶君 |
| 小川 半次君 | 小澤佐重喜君 |
| 小淵 恵三君 | 大石 武一君 |
| 大泉 寛三君 | 大倉 三郎君 |
| 大西 正男君 | 大野 明君  |
| 岡崎 英城君 | 奥野 誠亮君 |
| 押谷 富三君 | 加藤 高藏君 |
| 加藤常太郎君 | 賀屋 興宜君 |
| 鍛冶 良作君 | 金子 一平君 |
| 金子 岩三君 | 金丸 信君  |
| 上林山榮吉君 | 神田 博君  |
| 鴨田 宗一君 | 唐澤 俊樹君 |
| 飯谷 忠男君 | 川崎 秀二君 |
| 川野 芳満君 | 菅野和太郎君 |
| 木部 佳昭君 | 木村 武雄君 |
| 木村 俊夫君 | 岸 信介君  |
| 吉川 久衛君 | 清瀬 一郎君 |
| 久野 忠治君 | 草野一郎平君 |
| 鯨岡 兵輔君 | 熊谷 義雄君 |
| 倉成 正君  | 蔵内 修治君 |

- |         |        |
|---------|--------|
| 黒金 泰美君  | 小泉 純也君 |
| 小枝 一雄君  | 小金 義照君 |
| 小坂善太郎君  | 小島 徹三君 |
| 小山 省二君  | 河本 敏夫君 |
| 佐伯 宗義君  | 佐々木秀世君 |
| 佐藤 孝行君  | 佐藤洋之助君 |
| 齋藤 邦吉君  | 坂田 英一君 |
| 坂田 道太郎君 | 坂村 吉正君 |
| 櫻内 義雄君  | 笹山茂太郎君 |
| 四宮 久吉君  | 重政 誠之君 |
| 篠田 弘作君  | 澁谷 直藏君 |
| 正示啓次郎君  | 正力松太郎君 |
| 白濱 仁吉君  | 周東 英雄君 |
| 鈴木 善幸君  | 砂田 重民君 |
| 瀬戸山三男君  | 關谷 勝利君 |
| 國田 直君   | 田川 誠一君 |
| 山口長治郎君  | 田澤 吉郎君 |
| 田中 角榮君  | 田中 龍夫君 |
| 田中 正巳君  | 田中 六助君 |
| 田村 元君   | 田村 良平君 |
| 高瀬 傳君   | 高見 三郎君 |
| 竹内 黎一君  | 竹下 登君  |
| 館林三喜男君  | 谷川 和穂君 |
| 千葉 三郎君  | 地崎宇三郎君 |
| 中馬 辰猪君  | 坪川 信三君 |
| 渡海元三郎君  | 登坂重次郎君 |
| 徳安 實藏君  | 床次 徳二君 |
| 内藤 隆君   | 中川 一郎君 |
| 中島 茂喜君  | 中會根康弘君 |
| 中野 四郎君  | 中村 寅次君 |
| 中村庸一郎君  | 中山 榮一君 |
| 永田 亮一君  | 永山 忠則君 |
| 南條 徳男君  | 二階堂 進君 |
| 丹羽喬四郎君  | 丹羽 兵助君 |
| 根本龍太郎君  | 野田 卯一君 |
| 野田 武夫君  | 馬場 元治君 |
| 橋本登美三郎君 | 橋本龍太郎君 |
| 長谷川四郎君  | 長谷川 峻君 |

否とする議員の氏名

- |        |         |
|--------|---------|
| 八田 貞義君 | 服部 安司君  |
| 濱田 幸雄君 | 濱地 文平君  |
| 濱野 清吾君 | 早川 崇君   |
| 原 健三郎君 | 原田 憲君   |
| 廣瀬 正雄君 | 福井 勇君   |
| 福田 繁芳君 | 福永 健司君  |
| 藤井 勝志君 | 藤尾 正行君  |
| 藤田 義光君 | 藤山愛一郎君  |
| 古井 喜實君 | 保科善四郎君  |
| 坊 秀男君  | 堀内 一雄君  |
| 本名 武君  | 前田 正男君  |
| 益谷 秀次君 | 増田甲子七君  |
| 松浦周太郎君 | 松澤 雄藏君  |
| 松田竹千代君 | 松山千恵子君  |
| 三池 信君  | 水田三喜男君  |
| 湊 徹郎君  | 南 好雄君   |
| 村山 達雄君 | 毛利 松平君  |
| 栗山 秀君  | 森下 國雄君  |
| 森下 元晴君 | 森山 欽司君  |
| 八木 徹雄君 | 山中 貞則君  |
| 山本 勝市君 | 山本 幸雄君  |
| 和爾俊二郎君 | 早稲田柳右而君 |
| 渡辺 栄一君 |         |
| 赤路 友藏君 | 赤松 勇君   |
| 西久保重光君 | 秋山 徳雄君  |
| 足鹿 覺君  | 有馬 輝武君  |
| 淡谷 悠藏君 | 安宅 常彦君  |
| 井伊 誠一君 | 井岡 大治君  |
| 井手 以誠君 | 伊藤よし子君  |
| 石野 久男君 | 石橋 政嗣君  |
| 板川 正吾君 | 卜部 政巳君  |
| 江田 三郎君 | 小川 三男君  |
| 大出 俊君  | 大柴 滋夫君  |
| 大原 亨君  | 大村 邦夫君  |
| 岡 良一君  | 岡田 春夫君  |
| 落合 寛茂君 | 加賀田 進君  |
| 加藤 清二君 | 片島 湛君   |

- |        |        |
|--------|--------|
| 勝澤 芳雄君 | 勝間田清一君 |
| 角谷堅次郎君 | 金丸 徳重君 |
| 神近 市子君 | 川崎 寛治君 |
| 川俣 清吾君 | 川村 義義君 |
| 河野 正君  | 久保 三郎君 |
| 久保田鶴松君 | 栗原 俊夫君 |
| 栗林 三郎君 | 黒田 壽男君 |
| 小林 進君  | 小松 幹君  |
| 兒玉 末男君 | 五島 虎雄君 |
| 河野 密君  | 佐藤観次郎君 |
| 河野 憲治君 | 坂本 泰良君 |
| 阪上安太郎君 | 沢田 政治君 |
| 重盛 寿治君 | 實川 清之君 |
| 島上善五郎君 | 島口重次郎君 |
| 下平 正一君 | 東海林 稔君 |
| 鈴木茂三郎君 | 田口 誠治君 |
| 田中 武夫君 | 多賀谷眞稔君 |
| 高橋 重信君 | 滝井 義高君 |
| 橋 兼次郎君 | 只松 祐治君 |
| 千葉 七郎君 | 辻原 弘市君 |
| 戸叶 里子君 | 堂森 芳夫君 |
| 泊谷 裕夫君 | 中井徳次郎君 |
| 中澤 茂一君 | 中嶋 英夫君 |
| 中村 重光君 | 中村 高一君 |
| 永井勝次郎君 | 榑崎弥之助君 |
| 成田 知巳君 | 二宮 武夫君 |
| 西宮 弘君  | 西村 闕一君 |
| 野口 忠夫君 | 野原 覺君  |
| 野間千代三君 | 芳賀 貢君  |
| 長谷川正三君 | 畑 和君   |
| 華山 親義君 | 原 茂君   |
| 原 彪君   | 日野 吉夫君 |
| 肥田 次郎君 | 平林 剛君  |
| 藤田 高敏君 | 帆足 計君  |
| 穂積 七郎君 | 細迫 兼光君 |
| 細谷 治嘉君 | 前田榮之助君 |
| 松井 政吉君 | 松井 誠君  |
| 松浦 定義君 | 松平 忠久君 |

- 松原喜之次君
- 三木 喜夫君
- 村山 喜一君
- 森本 靖君
- 八木 昇君
- 柳田 秀一君
- 山口シヅエ君
- 山田 長司君
- 山中 吾郎君
- 山花 秀雄君
- 湯山 勇君
- 横路 節雄君
- 吉村 吉雄君
- 加藤 進君
- 谷口善太郎君
- 田中織之進君
- 松本 七郎君
- 武藤 山治君
- 森 義視君
- 八木 一男君
- 矢尾喜三郎君
- 山内 広君
- 山崎 始男君
- 山田 耻目君
- 山中日露史君
- 山本 幸一君
- 米内山護一郎君
- 横山 利秋君
- 和田 博雄君
- 川上 貫一君
- 林 百郎君

○議長(船田中君) 討論の通告があります。順次これを許します。渡辺栄一君。

〔渡辺栄一君登壇〕

○渡辺栄一君 私、ただいま議題となりました樺名外務大臣不信任決議案に対し、自由民主党を代表いたしましたして、反対の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

ただいま、社会党代表橋崎弥之助君は、樺名外務大臣不信任案提出の趣旨弁明を行なわれたのでございませうが、その論旨は、きわめて不明確であり、まさに反対のための反対といわざるを得ないのであります。一体何をもちて外務大臣を不信任せんとするのか、まことに了解に苦しむものであります。

不信任のおもな理由として、日韓外交正常化のための諸条約を取り上げておられますが、歴史的にも深く、また、一衣帯水の近きにあります。韓日と一日も早く友好関係を結びたいということが国民絶大多數の要望であることは、世論調査の結果からもきわめて明白であり、また、今回提出

されました日韓諸条約が双方満足すべき内容でありますことは、日韓問題特別委員会における審議によっても明らかかと存じます。(拍手)

社会党の皆さんは、口を開けば、日韓条約は朝鮮の南北分断を永久化し、朝鮮の統一を阻害するものであると言われるのであります。南北統一を妨害している真の原因は、一体何でございませうか。まさに北朝鮮側が自由選挙に反対をしているからにはかならないのでございませう。(拍手)

すなわち、南北統一は、北朝鮮が国連方式に賛成しさえすれば実現できるはずであります。したがって、日韓正常化が統一を妨害するとの社会党の主張は、事実を曲げた暴論のほかに何のものでもないと思ふのであります。(拍手)

願わくは、社会党の諸君も、党利党略を離れ、虚心坦懐に、真にアジア民族の平和と繁栄を希求する立場に立つて、現実即して冷静に判断をされるならば、今回の日韓条約に反対するというのがごとき誤った主張は、当然捨て去らねばならぬと思ふのであります。(拍手)

樺名外相は、就任以来、わが国外交の基本方針のつとめとして、平和外交政策を強力、かつ、積極的に展開してきたのであります。国連総会への出席、佐藤総理訪米に同行、日英定期協議に出席等、席のあたたまるひまのないほど活躍ぶりを示しておられます。また再任以来、粒々辛苦、佐藤総理のもとに、日韓問題の正常化に深くまいり努力を続けておられますこと、今回の審議にあたりまして、誠心誠意、適切明快なる答弁をもちまして、日韓問題の解決に精進しておられます姿は、われわれの深く敬意を表するところと存じます。(拍手)

それをもつて、無責任、ふまじめと評し、また非難するといふことは、全く心なき誹謗以外の何ものでもないと思ふのであります。(拍手)

われわれは、樺名外務大臣の、世界平和と日韓国交正常化に対する強固な信念と真摯な努力とに全幅の信頼を寄せざるものであります。

以上、樺名外務大臣不信任決議案に対する反対

の所見を申し上げ、諸君の御賛同をお願いするものであります。(拍手)

○議長(船田中君) 穂積七郎君。

〔穂積七郎君登壇〕

○穂積七郎君 私、日本社会党を代表して、ただいま橋崎君によって提案されました樺名外務大臣不信任決議案に対して賛成の討論をいたしたいと存じます。(拍手)

昨年七月でありましたが、当時の池田内閣が、内閣改造を行ないましたときに、世人は、急速に激動を続けてまいりました国際情勢を背景にして、新しい内閣の外務大臣はだれをもつて充てるかというところに最も深い関心を持ったのでございませう。

ところが、ふたをあげてみますと、外務大臣樺名悦三郎の名を聞きまして、世人はあけてこの突拍子もない人事に対して、あるいは驚嘆をし、あるいは失望し、あるいは不満の意を表明いたしましたのでございませう。(拍手)

それは何ゆえかというならば、樺名外務大臣は何ら思想性のある外交識見を持たず、また、政治理想のかけらも見出すことのできない、単なる事務的な経済官僚出身であるということであつたらであります。

ところが、私は善意と寛容の精神をもつて、一まつの弁護を試みたのであります。それは池田内閣並びにその政治グループが、経済合理主義を堅持しようとしておる態度に対して、私は一応の理解を持つておりましたので、当時すでにわが国経済が、構造的かつ深刻なる不況段階に入らる情勢を背景にして、池田総理の樺名外務大臣に対する期待は、経済外交を促進することをおそらく予期して、それによる人選であつたと私は弁護を試みたのであります。

ところが樺名外務大臣は、外相就任以来、わが国の困難なる経済外交に対して何らの識見と努力を払わずいたしまして、逆に中国との貿易経済の交流に対して悪質なる妨害を試みたのであります。当時から今日に至るまで、元吉田総理の全く

のブライベート・レターを後生大事にかかえ込んで、これを口実として、中国と年々歳々発展しつつありますこの貿易の路線に偉大なる妨害を加えたのは樺名外務大臣でございませう。

さらに、樺名外務大臣は、文化の交流を阻害し、社会主義諸国との人事の交流に対しても、多くの悪質なる妨害を加えてまいりました。

さらに、アジアにおける民族独立闘争に対する偉大なアメリカの脅威であつた原子力潜水艦の寄港に対して、これに積極的な歓迎の意を表したのも樺名外務大臣であります。

また、今日アジアのみならず、世界のすべての人々が非難をいたしておりますアメリカのベトナム侵略戦争に対して、これまた積極的な支援をまっ先に送つたのも樺名外務大臣であります。

さらに、アメリカのアジアにおける侵略的な支配を援助するために、わが祖国沖繩の領土を放棄し、あるいはまた、今年度予定されましたA.A.会議に対する非常な反中国的な妨害工作を試みたのもまた樺名外務大臣であります。

これは言うまでもなく、樺名さんが強きに屈し、弱きにいはる官僚便乗主義によるものであります。

○議長(船田中君) 穂積君、簡単に願います。

○穂積七郎君(続) 樺名さんは、商工省時代、後に満州国の経済計画科長といたしまして、侵略的な動員をやり、また、軍需省に帰って、わが国の国民を圧迫いたしました軍事動員計画をやり、その間に獲られた樺名さんの思想といふものは、池田内閣の諸君が示したような経済合理主義ではなく、まさに侵略的な軍国主義思想を養い持たれたのであります。われわれは、今日樺名さんが大きな誇りを持ってやっておられる日韓会議も、まさにこの樺名さん、佐藤内閣に通ずる軍事的な侵略思想によって一貫されておる。これはアジアにおいて平和と独立と繁栄を要望いたしますすべての国民の共通の敵でございませう。

○穂積七郎君(続) 樺名さんは、商工省時代、後に満州国の経済計画科長といたしまして、侵略的な動員をやり、また、軍需省に帰って、わが国の国民を圧迫いたしました軍事動員計画をやり、その間に獲られた樺名さんの思想といふものは、池田内閣の諸君が示したような経済合理主義ではなく、まさに侵略的な軍国主義思想を養い持たれたのであります。われわれは、今日樺名さんが大きな誇りを持ってやっておられる日韓会議も、まさにこの樺名さん、佐藤内閣に通ずる軍事的な侵略思想によって一貫されておる。これはアジアにおいて平和と独立と繁栄を要望いたしますすべての国民の共通の敵でございませう。

○穂積七郎君(続) 樺名さんは、商工省時代、後に満州国の経済計画科長といたしまして、侵略的な動員をやり、また、軍需省に帰って、わが国の国民を圧迫いたしました軍事動員計画をやり、その間に獲られた樺名さんの思想といふものは、池田内閣の諸君が示したような経済合理主義ではなく、まさに侵略的な軍国主義思想を養い持たれたのであります。われわれは、今日樺名さんが大きな誇りを持ってやっておられる日韓会議も、まさにこの樺名さん、佐藤内閣に通ずる軍事的な侵略思想によって一貫されておる。これはアジアにおいて平和と独立と繁栄を要望いたしますすべての国民の共通の敵でございませう。

○穂積七郎君(続) 樺名さんは、商工省時代、後に満州国の経済計画科長といたしまして、侵略的な動員をやり、また、軍需省に帰って、わが国の国民を圧迫いたしました軍事動員計画をやり、その間に獲られた樺名さんの思想といふものは、池田内閣の諸君が示したような経済合理主義ではなく、まさに侵略的な軍国主義思想を養い持たれたのであります。われわれは、今日樺名さんが大きな誇りを持ってやっておられる日韓会議も、まさにこの樺名さん、佐藤内閣に通ずる軍事的な侵略思想によって一貫されておる。これはアジアにおいて平和と独立と繁栄を要望いたしますすべての国民の共通の敵でございませう。

○穂積七郎君(続) 樺名さんは、商工省時代、後に満州国の経済計画科長といたしまして、侵略的な動員をやり、また、軍需省に帰って、わが国の国民を圧迫いたしました軍事動員計画をやり、その間に獲られた樺名さんの思想といふものは、池田内閣の諸君が示したような経済合理主義ではなく、まさに侵略的な軍国主義思想を養い持たれたのであります。われわれは、今日樺名さんが大きな誇りを持ってやっておられる日韓会議も、まさにこの樺名さん、佐藤内閣に通ずる軍事的な侵略思想によって一貫されておる。これはアジアにおいて平和と独立と繁栄を要望いたしますすべての国民の共通の敵でございませう。





○議長(船田中君) すみやかに投票願います。

「大臣どうした」こらういふことで投票できるかと呼び、その他発言する者、離席する者多く、議場騒然

○議長(船田中君) この際、暫時休憩いたします。

午後八時二分休憩

午後十時二十九分開議

○副議長(田中伊三次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副議長(田中伊三次君) 先刻、中野四郎君外十三名提出の討論終局の動議の採決中休憩となりましたので、あらためて本動議につき記名投票をもって採決いたします。

中野四郎君外十三名提出の討論終局の動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(田中伊三次君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔投票箱をどうするのだ〕と呼び、その他発言する者、離席する者多し

○副議長(田中伊三次君) 点呼は終わりました。投票箱の準備ができませんから、演壇並びに演壇に対する通路をあげてください。

もう一度申し上げます。点呼は終わりましたが、投票箱の準備ができませんから、すみやかに演壇の通路をあげてください。

〔発言する者多し〕

○副議長(田中伊三次君) 投票箱の準備ができませんから、通路をあげてください。投票箱の準備ができませんから、演壇の通路をあげてください。投票箱の準備ができませんから、演壇をあげてください。演壇の通路をあげてください。

〔発言する者多し〕

○副議長(田中伊三次君) 投票は、投票箱の準備ができませんまでお待ち願います。投票は、投票箱の準備ができませんまでお待ち願います。投票は、投票箱の準備ができませんまでお待ち願います。投票は、投票箱の準備ができませんまでお待ち願います。

○副議長(田中伊三次君) 投票箱の準備ができませんから、投票箱を備えつけおきます。できておりましたが、投票箱を備えつけないことができません。投票箱を備えつけないために、演壇をあげてください。演壇をあげてください。

〔発言する者多し〕

○副議長(田中伊三次君) 投票箱の準備ができませんから、演壇をあげてください。投票箱の準備ができませんから、演壇をあげてください。投票箱の準備ができませんから、演壇をあげてください。投票箱の準備ができませんから、演壇をあげてください。

〔発言する者多し〕

○副議長(田中伊三次君) 投票箱の用意のできるまで投票はお待ち願います。お待ち願います。演壇をあげてください。演壇をあげてください。演壇をあげてください。

○副議長(田中伊三次君) 投票箱の用意のできるまで投票はお待ち願います。お待ち願います。演壇をあげてください。演壇をあげてください。演壇をあげてください。

○副議長(田中伊三次君) 投票箱の用意のできるまで投票はお待ち願います。お待ち願います。演壇をあげてください。演壇をあげてください。演壇をあげてください。

○副議長(田中伊三次君) 投票箱の用意のできるまで投票はお待ち願います。お待ち願います。演壇をあげてください。演壇をあげてください。演壇をあげてください。

○副議長(田中伊三次君) 投票箱の用意のできるまで投票はお待ち願います。お待ち願います。演壇をあげてください。演壇をあげてください。演壇をあげてください。

○副議長(田中伊三次君) 投票箱の用意のできるまで投票はお待ち願います。お待ち願います。演壇をあげてください。演壇をあげてください。演壇をあげてください。

〔発言する者多し〕

○副議長(田中伊三次君) 新たな投票において、このたびの投票に——休憩後の再開の投票において、投票箱の準備はできておるが、演壇占拠

のために、投票箱を持ち込むことができない。少なくとも演壇をあげてください。——あけてください。下がれ。

○副議長(田中伊三次君) だんだん、だんだん時間が切迫をいたします。すみやかに投票をいたしたいので、投票箱設置のために演壇をあげてください。演壇をあげなければ投票箱は設置できません。点呼はあつても投票が不可能。投票箱はここに用意ができております。すみやかに演壇をあげてください。演壇をあげてください。演壇をあげてください。

○副議長(田中伊三次君) 本日は時間の関係上この程度はとどめ、明日午前零時五分より本会議を開くこととし、本日の議事を継続することいたします。

〔発言する者多し〕

本日は、これにて延会いたします。午後十一時四十分延会

〔発言する者多し〕

○朗読を省略した議長長の報告 (指名通知) 一、去る五日、本院は東北開発審議会委員に衆議院議員西宮弘君を指名した旨内閣に通知した。

○朗読を省略した議長長の報告 (指名通知) 一、去る五日、本院は公共企業体等労働委員会委員に大川一司君、佃手真吾君、兼子一君、金子美雄君及び峯村光郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

○朗読を省略した議長長の報告 (指名通知) 一、去る五日、本院は公共企業体等労働委員会委員に大川一司君、佃手真吾君、兼子一君、金子美雄君及び峯村光郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

○朗読を省略した議長長の報告 (指名通知) 一、去る五日、本院は公共企業体等労働委員会委員に大川一司君、佃手真吾君、兼子一君、金子美雄君及び峯村光郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

○朗読を省略した議長長の報告 (指名通知) 一、去る五日、本院は公共企業体等労働委員会委員に大川一司君、佃手真吾君、兼子一君、金子美雄君及び峯村光郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

○朗読を省略した議長長の報告 (指名通知) 一、去る五日、本院は公共企業体等労働委員会委員に大川一司君、佃手真吾君、兼子一君、金子美雄君及び峯村光郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

〔発言する者多し〕

○朗読を省略した議長長の報告 (指名通知) 一、去る五日、本院は公共企業体等労働委員会委員に大川一司君、佃手真吾君、兼子一君、金子美雄君及び峯村光郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

の、次の者を第五十回国会政府委員に任命することを承認した。

大蔵省国際金融局長 鈴木 秀雄 (政府委員退任)

一、去る五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

〔常任委員辞任〕

一、去る五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

〔常任委員辞任〕

一、去る五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

一、去る五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

一、去る五日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

〔特別委員辞任〕

一、去る五日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

一、去る五日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

〔特別委員辞任〕

一、去る五日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

(質問書提出)

一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次の通りである。  
日韓諸条約に關する質問主意書(司亮君提出)  
(答弁書受領)  
一、去る五日、内閣から次の答弁書を受領した。  
衆議院議員石田有全君提出地盤沈下防止に關する質問に對する答弁書

地盤沈下防止に關する質問主意書  
右の質問主意書を提出する。  
昭和四十年十月二十日

提出者 石田 有全  
衆議院議長 船田 中殿

地盤沈下防止に關する質問主意書  
昭和三十九年六月十六日午後一時すぎ、關東、東北、北陸地方にわたつて新潟県沿岸を震源地とする強震が襲つた新潟地震は、天災に人災が加わり、新潟市周辺の地震被害をより大きくしたことは専門家の一致した意見である。

この人災とは、天然ガスの濫掘であり、この濫掘が原因となつて地盤沈下である。

昭和三十三年には、新潟市の中心となつて信濃川流域から市の東側の阿賀野川までの延長二十キロ、幅二キロの地域では、年間二十センチ、ひどいところでは四十七センチから五十七センチも地盤が沈下しており、その後一部でくみ上げを規制したけれども、国土地理院は「沈下の速度は鈍つたが、なお広範囲に沈下が續いてゐる」と警告してゐるのである。

また、東新潟地区を中心とするゼロメートル地帯の悲劇は、地震で直接受けた被害は建物の全半壊約九千むねであるが、間接的な被害すなわち浸水住宅は一万二千むねに及んでおり、さらに地震直後の津波被害を受けたのはゼロメートル地帯六百二十七万平方メートルに及んでゐるのである。

ここで抜本的な地盤沈下防止策をたてなければゼロメートル地帯は海抜マイナスイ帯となり、十

年から十五年後にはその面積が更に一千万平方メートル以上となり、新潟市の東南部は水田一帯がマイナスイ帯になるとさへいわれてゐるのである。その対策として農林省は、基盤整備事業として百六十億円の予算要求を行なつてゐるといふきわめて憂慮すべき状態になつてゐるのである。よつて次の諸点につき政府の見解を伺いたい。

一 都市、水田の排水対策や基盤整備事業による対策等では、抜本的な地盤沈下対策とはいえず、地盤沈下を防止することはできない。この際、地盤沈下の原因となつてゐる水溶性ガスの採掘を全面的に禁止する必要があると思ふが、どうか。

二 ガスの採掘を全面的に禁止することができないとすれば、地盤沈下を完全に防止するための抜本的な具体的措置を明示し、民心の安定を図るべきであると思ふので、その対策を明確にされたい。

三 地盤沈下対策の怠慢から関係地域で受けた被害は多大である。この事態を今日まで放置してきた政治責任はきわめて大きいといわなければならない。

その損害に對して補償する考えはないか。今後どう処置しようと考えてゐるか。

四 新潟地震発生後五時間を経て発生した火災で新潟市臨港町で三百二十戸が被災した。

しかし被災者に火災保険金が支払われていないが、昭和三十九年十二月五日衆議院予算委員会において村松消防庁長官は、「この火災は、地震と同時に起きた昭和石油の四万五千キロリッターのタンクの火が原因で延焼したものである」と明言している。また法務省民事局長は、「火災免責約款により保険会社が免責を受けようとするれば、保険会社は地震によるものであることを立証せねばならぬ。立証ができれば当然保険金を支払う義務がある。」といつてゐる。

この際、地震によるものであることが立証できないので当然被災者に火災保険金を支払わねばならないと思ふが、どうか。  
右質問する。

昭和四十年十一月五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議員石田有全君提出地盤沈下防止に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員石田有全君提出地盤沈下防止に關する質問に對する答弁書

新潟地区の地盤沈下については、昭和三十一年頃より問題となり、もつとも激しかつた昭和三十三年、三十四年には、御指摘のとおり、ひどいところは年間四十センチから五十センチも沈下を示したが、政府としては、これに対処するため、昭和三十三年三月科学技術庁資源調査会に新潟地盤沈下特別委員会を設置し、新潟地区の地盤沈下原因の調査、沈下機構の究明を行なうこととしたほか、昭和三十四年七月には経済企画庁に地盤沈下対策審議会を設置して地盤沈下防止の基本的方策その他地盤沈下の防止に關する重要事項を調査審議させることとした。

その後、これらの報告および答申に基づき、關係各官庁において、新潟地区地盤沈下対策のため種々の施策を講じてゐる。

御質問の点について、まず第一および第二の点については、現在、水溶性天然ガスの採取について、鉱業法に基づく施業案の変更認可の運用によつて一部採取禁止を含んだ三段階にわたる規制を行なつており、その結果従来激甚な沈下を示していた地域においてもその沈下量は激減してゐる。今後は、浅層における家用井等の規制を行なうことを検討するとともに、必要に応じ、鉱業用井についての一層の規制強化を行なう考へであるが、現在の段階で水溶性天然ガスの採取を全面的に禁止することは、天然ガスの需給事情等からみ

ても多くの問題がありきわめて困難であると考へる。

今後前記規制をどの程度行なうかまたどのような方法で行なうかについては被害状況、天然ガス需給事情等の推移を考慮しつつなお検討していきたいと考へてゐる。

第三の点については、前述したように、政府としては地盤沈下対策について科学技術庁資源調査会において沈下原因の調査、沈下機構の究明を行なうとともに経済企画庁に地盤沈下対策審議会を設置して地盤沈下防止の基本的な対策の検討を行なつてきた。

また、これらに基づいて關係諸機関は、種々の施策を講じてきており、水溶性天然ガスの採取規制を三回にわたつて強化するとともに沈下の実態を常に把握しておくため観測井を設置し、観測を継続してきてきた。

このように政府としては地盤沈下対策のためできる限りの努力を払つてきており、今後とも必要に応じさらに十分な施策を講じていく所存であるが、その損害に對して補償する責任があるとは考へない。

第四の点については現在被災者の一人から契約先の保険会社を相手として保険金支払のい訴えがおこされておられ、裁判が継続中であるので、保険会社に保険金支払の義務があるか否かは裁判の結果によつて明らかになるものと思はれる。

右答弁する。

衆議院會議録第八号中正誤

八 段 行 誤

六 二 八 意見

五 二 六 難遭

三 一 二 兼子美雄君

正

所見

遭難

金子美雄君

明治三十五年  
三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円  
(ただし長賞紙は三十円)  
送料共

発行所

東京都港区赤坂表町二番地  
大藏省印刷局  
電話 東京 五八二 四四二一(代)